

令和8年度(2026年度) 水田営農計画書 及び 水稲生産実施計画書 兼 水稲共済加入申込書兼変更届出書

姫路市地域農業再生協議会長
兵庫西農業協同組合代表理事組合長
兵庫県農業共済組合長

令和8年度(2026年度)の標記計画及び異動について
申告すると共に裏面の同意書記載事項に同意いたします

大地区コード	集落コード	氏名	NICコード
小地区コード	集落名	住所	

農家番号 番 处理目

[水稻共済加入意思確認] ※必ず裏面もご確認ください。	加入しない
加入しない方は右の欄に「○」を記入してください。 ※昨年、未加入の方は「○」を記載していますが、加入を希望される場合は「×」を記入してください。	

本年度姫路市水稻
基準単収
(kg/10a)

区分		出荷・販売契約数量(kg)	生産予定面積(m ²)
新規需要米	WCS用稻		
	米粉用米		
	飼料用米		
	新市場開拓用米		
加工用米			
備蓄米			
合計			

生産調整方針作成主体名		生産調整方針作成主体コード	
	生産数量目標(kg)		生産数量目標(kg)
麦類	小麦		そば
	二条		大豆
	六条		なたね
	はだか麦		

本年産の水稻生産 数量目安	本年産の水稻作付 面積目安
生産数量目安	kg 作付面積目安 (m ²)

水田活用申請	収入減少緩和
畑作営農継続払	
畑作数量払	

農業計画書受付印

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)の趣旨を理解し、関係法令を遵守するため、過去1年間の農業生産の実施状況について、以下の取組を点検してください。

【点検の方法】

- ① 各項目について、過去1年間の実行状況を点検します。
- ② 農業者自らが実施状況を点検してください。チェック欄にレ印か○印を記入します
- ③ 点検は、農業経営全体の状況について行います。
(例えば、作目ごとに点検する必要はありません。)
- ④ 8つの項目で保存した記録は、次回の点検まで保存します。

		チェック欄
1	土づくりの励行 堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。	<input type="checkbox"/>
2	適切で効果的・効率的な施肥 作物特性や都道府県の施肥基準、土壤診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。	<input type="checkbox"/>
3	効果的・効率的で適正な防除 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。	<input type="checkbox"/>
4	廃棄物の抑制と適正な処理・利用 作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物について、その削減に努めるとともに関係法令に基づき適正な処理を行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。	<input type="checkbox"/>
5	エネルギーの節減 省エネルギーを意識し、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不需要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。	<input type="checkbox"/>
6	新たな知見・情報の収集 作物の生産に伴う環境に対する影響等に関する新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。	<input type="checkbox"/>
7	生産に係る情報の保存 生産活動の内容が確認できるよう、肥料、農薬の保管・使用状況及び農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況に係る記録を保存しました。	<input type="checkbox"/>
8	安全な農作業の実施 農機・車両の適切な整備・管理を行い、安全な農作業の実施に努めました。	<input type="checkbox"/>

同意書

おもて面の内容を申告するにあたっては、下記の事項について承諾します。

- ① 水田営農計画書及び水稻生産実施計画書兼水稻共済加入申込書兼変更届出書の記載内容及び経営所得安定対策及びその他関連事業(以下「助成金事業」という。)の助成要件を確認するために必要な証拠書類等に含まれる情報について、助成金の交付に係る事務及び米の生産調整実施に係る事務の範囲において、他の関係機関が利用すること。
- ② 個人情報の保護に関する法律を遵守すること。
- ③ 地域協議会が、助成金対策に定められた助成金の計算方法に従い助成金を計算すること。
- ④ 助成金対策等に係る規定に基づき、地域協議会が助成要件を満たさない等の理由により、私が提出した実施計画書の内容を訂正すること。
- ⑤ 助成金の交付を受けた後であっても、助成要件を満たさなかつたことが明らかになつた場合には、助成金の返還に応じること。
- ⑥ 助成金対策等に基づく助成要件を満たすことを確認するために、必要な書類を求めるに応じて提出すること。
- ⑦ 農業共済に関し、地区の共済連絡員から兵庫県農業共済組合中播事務所へ申し出があった場合には、兵庫県農業共済組合事業規定第39条及び第40条に基づく水稻共済金の請求及び受領に関する一切の権限を当該共済連絡員に委任すること。

水稻共済加入について

おもての水稻共済加入意思確認欄に『○』がない場合は、水稻共済の加入申出となり、半相殺方式:補償割合80%、特約あり、kg当たり共済金額第1の引受となります。他の方式での引受をご希望される方は併せて、『令和8年産水稻共済補償方式等選択に係る申出書』の提出をお願いします。

なお、水稻共済加入にあたり、

- ① 定款及び事業規程(重要事項)を了知した上、農作物共済について加入申込み(変更の届出)をいたします。
- ② 加入申込書兼変更届出書の記載事項は事実に相違ないこと、申し込みができる農作物すべてであること、及び既に事故が生じているまたはその事故の原因が生じているものでないことを確約します。
- ③ 加入申込書兼変更届出書に含まれる情報を農業保険法に基づく保険事業及び経営所得安定対策等に係る事務に利用することを承諾します。